

第4章 人権教育・啓発の推進

本市においては、前章で掲げた同和問題等さまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために第1次・第2次計画において実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果を踏まえ、

①人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解すること

②「人権とは」「人権の尊重とは」、自分の人権を主張する意義、他人の人権を尊重する必要性、さまざまな人権課題等を学ぶことで、人間尊重の精神を日常生活の中に活かしていくことを目標に、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者が相まって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。

このような認識のもと、実施にあたっては家庭、学校、地域社会、職域における日常生活の経験等を具体的に取り上げ、さまざまな創意工夫によって効果的に行っていくこととします。

なお、人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方に密接にかかわるものであることから、市民の自主性を尊重し、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

そして、市民から幅広く理解と共感を得られることが求められますが、少数者（マイノリティ）の意見等についても十分尊重することが大切です。

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

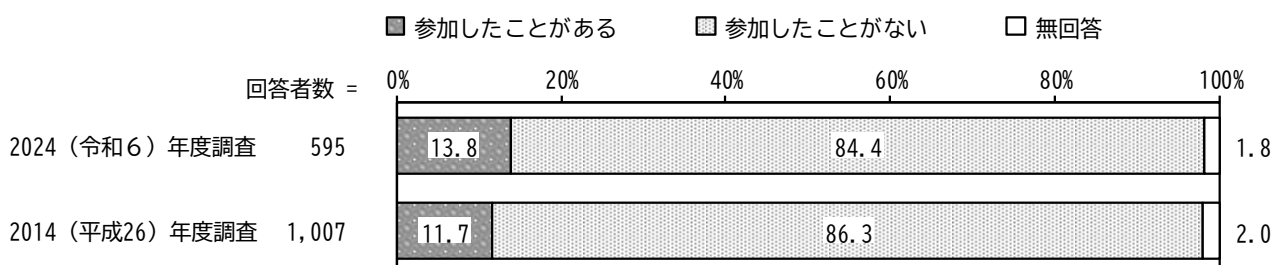
【現状と課題】

人権問題に関する理解は、人権研修等への参加状況により影響があることがうかがえます。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、

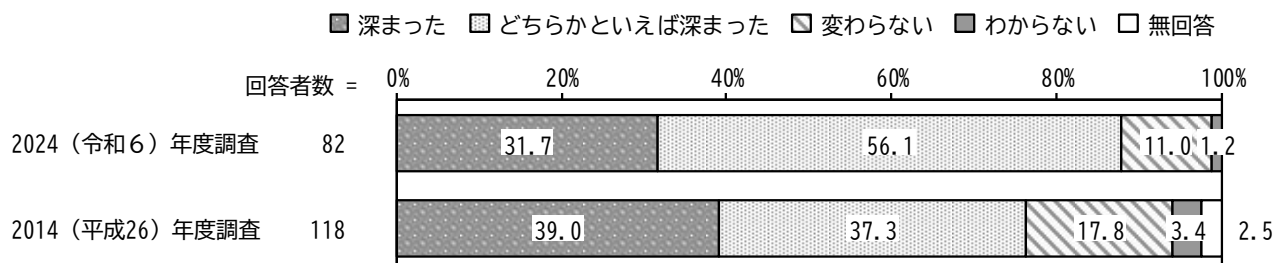
- ① 「人権啓発に関する行事等への参加状況」について、「参加したことがない」がほぼ同じ水準で高止まりしています。

【図表45 最近（5年間）、あなたは、学校や職場、市が主催する人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画上映会や人権啓発フェスティバル（ひゅうまんフェスタ）等の人権啓発に関する行事等に参加されたことがありますか。】



- ② 一方、「行事等への参加による人権や人権問題に対する理解・認識の変化」では、「深まった」がいずれも9割に近い高い割合であり、行事等への参加を促し、行動につなげていく取組は重要です。

【図表46 あなたは、人権啓発に関する行事等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか】

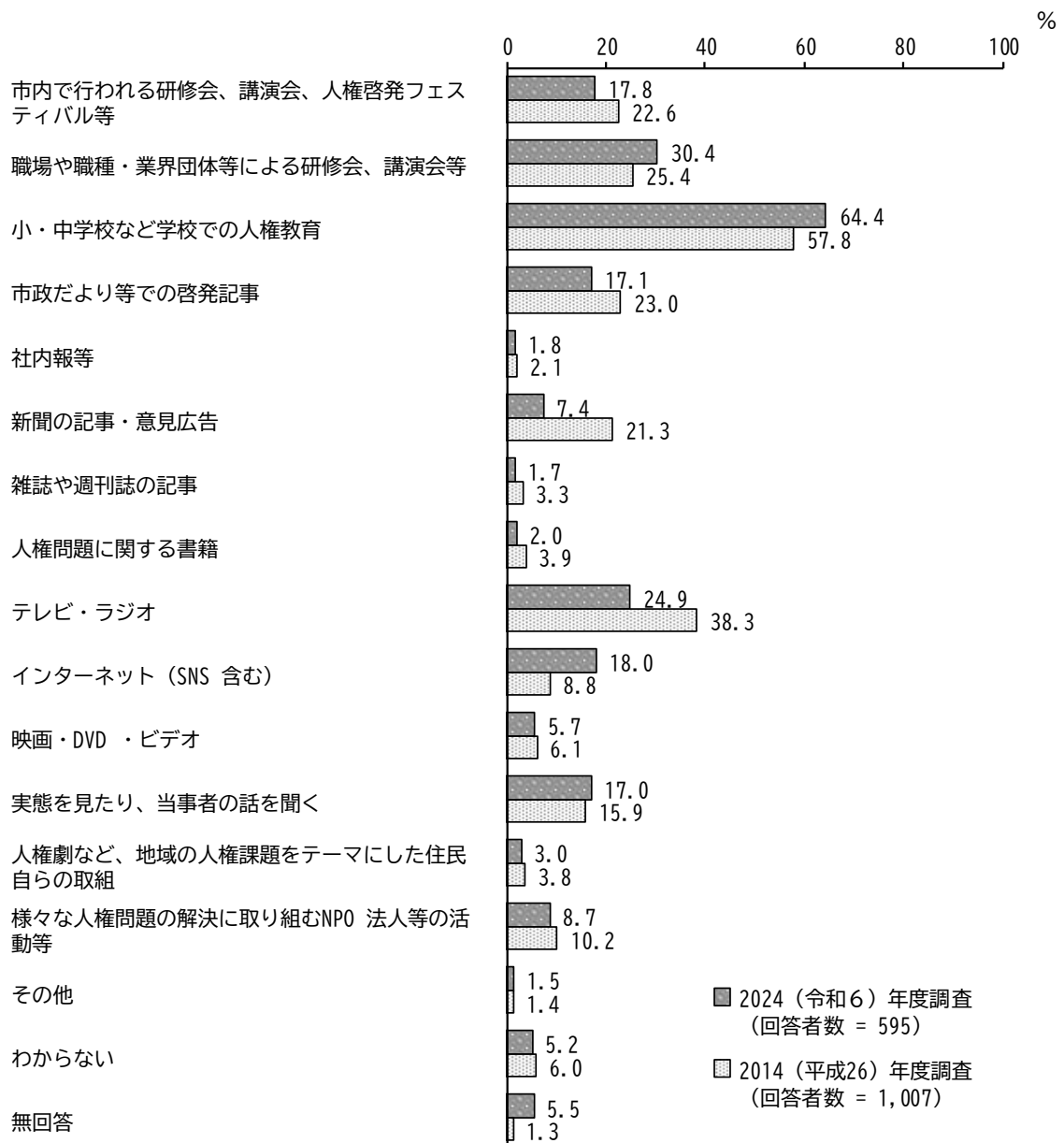


- ③ 「効果的な人権啓発手法」としては、「小・中学校等学校での人権教育」がいずれも約6割と高い割合でした。また「必要な施策」として「学校における人権施策を充実させる」でも同様に約7割を占めました。これらの結果からも、成長の過程における人権教育が重要です。
- ④ 「効果的な人権啓発手法」において「新聞の記事・意見広告」「テレビ・ラジオ」の割合が低下した一方、「インターネット（SNS含む）」の割合が増えており、情報を取り巻く環境の変化に添った取組が必要であることがうかがえます。また、行事等への参加を促し、行動につなげていく取組が重要です。

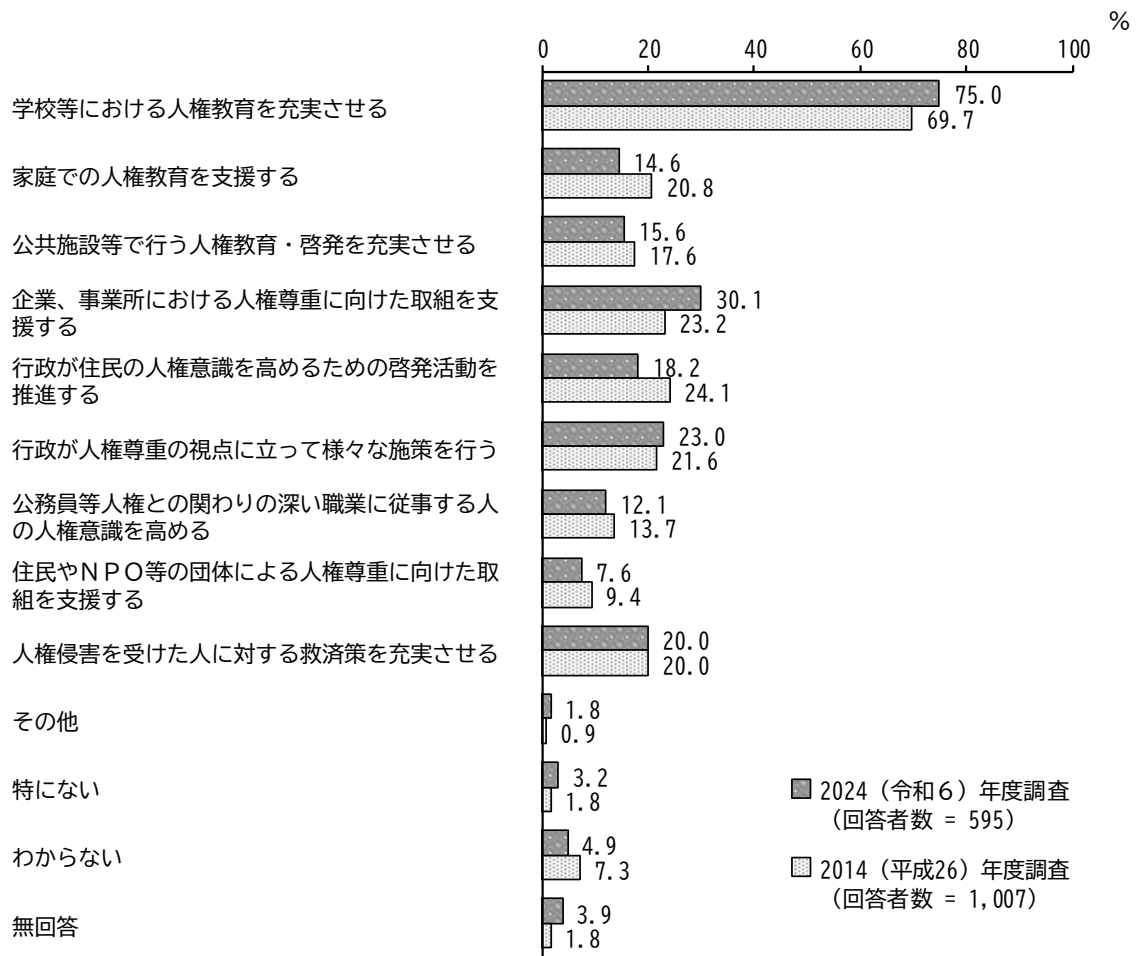
就学前や学校の場合において、効果的な人権教育により重点的に取り組むこと、また、さまざまな工夫により人権啓発の行事に参加するきっかけづくり等が必要です。

さらに、家庭、地域社会、企業・事業所等、市民が生活を営むあらゆる場において、人権尊重の意識が根づくように取組を推進することが重要です。

【図表4-7 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか】



【図表48 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発の施策が必要だと思いますか】



【図表49 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか】〔人権研修等への参加有無別〕

区分	回答者数(件)	市内で行われる研修会、講演会、人権啓発フェスティバル等	職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等	小・中学校等学校での人権教育	市政だより等での啓発記事	社内報等	新聞の記事・意見広告	雑誌や週刊誌の記事	人権問題に関する書籍
全体	595	17.8	30.4	64.4	17.1	1.8	7.4	1.7	2.0
参加したことがある	82	28.0	52.4	73.2	8.5	1.2	—	—	3.7
参加したことがない	502	16.5	27.3	64.1	18.9	1.8	8.8	2.0	1.8

区分	テレビ・ラジオ	インターネット(SNS含む)	映画・DVD・ビデオ	実態を見たり、当事者の話を聞く	人権劇等、地域の人権課題をテーマにした住民自らの取組	様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等	その他	わからない	無回答
全体	24.9	18.0	5.7	17.0	3.0	8.7	1.5	5.2	5.5
参加したことがある	18.3	19.5	9.8	22.0	6.1	7.3	1.2	2.4	3.7
参加したことがない	26.5	18.1	5.2	16.5	2.6	9.2	1.6	5.8	4.0

1 就学前の教育・保育施設

【今後の取組の方向】

他者とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つこと等人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進します。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践できるよう、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組めます。

2 学校

【今後の取組の方向】

学校教育においては、国、府、市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識、技能、態度等を確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領*」や「京都府教育振興プラン」「学校教育の重点*」「宇治市教育振興基本計画」「宇治市教育の重点」に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育てていきます。

こうした基本的な認識に立ち、国、府との連携のもとに、あらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育についての正しい理解や認識を培うために、小中一貫教育による9年間を見通した系統性のある指導に努めます。
- ② 人権学習は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むこと等を視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ③ 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深め、成果を市内全体の学校に波及させるよう努めます。また、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、市内の学校への提供に努めます。
- ④ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、人権に配慮した教育活動等に努める等、すべての子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ⑤ コミュニティ・スクール*を推進していく中で、社会性や豊かな人間性を育むため、家庭や地域と連携・協働しながら、多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑥ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、福祉関係機関等と連携・協力し、よりきめ細かに家庭との連携を図ります。また、子どもたちに多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせるため、基本的な学習習慣の定着と基礎・基本の徹底に努めます。
- ⑦ 体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために、各種手引き、ハンドブックを活用した日常的な校内研修の充実に努めます。さらに、宇治市教職員研修講座*において、人権教育に関する教職員の知識の深化と指導力の向上に努めます。

*学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。

*学校教育の重点

京都府教育委員会が年度ごとに策定する学校や地域社会などの教育現場で取り組むべき方針。

*コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校のこと。宇治市では、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、家庭・学校・地域が連携・協働して子どもを育てる仕組みを総じて「コミュニティ・スクール」と称す。

*宇治市教職員研修講座

宇治市の教職員の資質向上と学校教育の発展を図るために実施する体系的な教職員研修。

3 地域社会

【今後の取組の方向】

市民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての認識を深め、基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会をつくるため、「第2次宇治市教育振興基本計画」や関係条例に基づき、コミュニティワークうじ館・こはた館や生涯学習センター、公民館、青少年センター、男女共同参画支援センターやコミュニティセンター等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

地域社会の人々のライフステージは多様で、それぞれの特性に応じた学習の場の確保や情報提供を推進し、市民のニーズに沿ったテーマ設定による人権教育を進めることが必要です。このため、学習者の意欲を高めることのできる学習方法の提供や学習環境の充実を図り、関係機関や団体とともに地域に開かれた人権学習情報の提供に努めます。

4 家庭

【今後の取組の方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、各団体と連携・協働し、親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実とともに、家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実にも努めます。

5 企業・職場

【今後の取組の方向】

それぞれの企業において、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、市内の企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し情報提供等の支援に努めます。

また、2022（令和4）年9月に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン*」の周知を図る等、人権を尊重した企業活動が行われるよう、啓発に努めます。

*責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン
P59「ビジネスと人権」を参照。

2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

本計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、本計画においては、人権に特に関係する職業従事者として市職員、消防職員、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、メディア関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者、企業・事業所等に対しても、同様の取組が行われることについて、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供等可能な限りの協力を努めることとします。

【現状と課題】

「効果的な人権施策」、「必要な人権施策」とも、「学校での人権教育」を挙げる人が、前回・今回とも非常に多い結果となっています。

今回の調査では、その次に「職場・職種・業界団体・企業・事業所」における「研修会・講演会・人権尊重に向けた取組」を挙げる人が多い結果でした。（図表48参照）

人権教育に関わる人、また職業従事者に対する研修等を行う立場の人に対して、効果的な研修を行っていくことが重要です。

また、『『ビジネスと人権』に関する行動計画*』が策定（2020<令和2>年10月）され、企業活動における人権への取組についての期待が高まっています。

*『ビジネスと人権』に関する行動計画
P59「ビジネスと人権」を参照。

1 市職員

【今後の取組の方向】

市職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題等さまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に、「宇治市職員人権ハンドブック」を活用する等、効果的な職員研修を実施します。

研修においては、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式の研修も行います。

各種の研修教材の整備及び情報提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においてもさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

2 消防職員

【今後の取組の方向】

消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を習得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うよう、人権研修に努めます。

市職員同様の取組を推進するとともに、消防職員一人ひとりがその任務の遂行における人権尊重の重要性を認識して、消防業務において適切に対応ができるよう継続的に人権研修を実施します。

3 教職員・社会教育関係職員

【今後の取組の方向】

教職員については、各学校における日常的な校内での人権研修を基本とするとともに、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために各種手引き、ハンドブックを活用した校内研修の充実に努めます。さらに、京都府総合教育センター及び宇治市生涯学習センター等における研修内容を充実させ、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題等さまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識の深化と、実践力や指導力の向上を図るとともに、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう、教育相談に関する研修の充実に努めます。

4 医療関係者

【今後の取組の方向】

患者が安心して医療を受け健康な生活を営むことができるように、インフォームドコンセント*の徹底や適切な患者への処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人権意識の一層の向上を図られるよう努めます。

*インフォームドコンセント

患者やその家族が、医療者から治療方針についてリスクと利益に関する十分な説明を受けた上で、同意するプロセスのこと。

5 保健福祉関係者

【今後の取組の方向】

保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実を支援します。

6 メディア関係者

【今後の取組の方向】

メディア関係者に対し、市民への人権尊重に関する周知・啓発を行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

7 企業・事業所関係者

【今後の取組の方向】

「ビジネスと人権」の取組に関し、業種や企業規模、職種を問わず、企業にも人権尊重の責任があるとされていることを踏まえ、人権研修が広く行われるよう促します。

3. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

1 指導者等の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するため、市民の身近なところや職場等において、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者等が大きな役割を果たします。このため、さまざまな研修機会等を通して、指導者等を養成するための取組に努めるとともに、市民の身近なところや職場等で活躍する指導者等に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努め、就学前の教育・保育施設、学校、地域社会、家庭、企業・事業所、職場等生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材、啓発資料等の開発にあたっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げたり、人権上、大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げ、興味や関心を呼び起こす等の創意工夫を凝らすとともに、国、府や大学等における専門的な研究や国際社会における成果についてもその活用を図り、さらに国や京都府等が作成している啓発冊子、ポスター等の各種資料を有効に活用し、より効果的に人権教育・啓発に努めることとします。

3 インターネット等の活用

近年、スマートフォンやSNSの普及により、情報伝達の媒体として急速な発展を遂げているインターネットの特性を活かし、広く、多種多様な人権関連情報の提供、SNSや動画配信サイトの活用等、より効果的な人権啓発に取り組みます。

また、教育・啓発の媒体として、マスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、映像、音声、文字等、その特性を考慮し、その活用を積極的に図ります。